

ある群像

2018年6月号

公益社団法人 好善社

東京都目黒区中町1-7-4

〒153-0065

電話：03-3712-3845

Fax：03-3791-1150

2018年5月25日

発行 三吉信彦

編集 長尾文雄



東北新生園(睦ヶ池よりメープルケアセンターを望む) 撮影・川崎正明 (2017・10・17)

終焉の療養所教会に寄り添う

現在、ハンセン病療養所の入所者数は一四〇〇名を切りました。平均年齢は八六歳。毎年百名を超える方たちが亡くなっています。

好善社が特に関係をもっている療養所教会もその事情を反映し、教会員がゼロになってしまった教会、日曜日の礼拝ができなくなった教会、毎週の礼拝を月一、二回に減らした教会も出て来ました。これまで教会の中心的な存在だった教会員が次々に亡くなっていく状況です。

教会員六名のある教会では、最近、一〇日間のうちに二人が相次いで亡くなられました。療養所教会は今、そのような終焉の状況と真剣に向き合うことを余儀なくされています。

長年の交流を許されてきた私も好善社は、こうした療養所教会の終焉にどう寄り添えるか、その思いを深くしています。残された教会のみなさんが、平安のうちに尊厳あるいのちを全うされるようにと祈るばかりです。

理事・棟居 勇

入所者の 「いま」を聴く <9>

人生の終焉は、全ての人に必ず訪れます。ハンセン病を病んだが故に、重い人生被害を受けてこられた入所者が、「いま」をどのように心の内に留めておられるかを聴かせていただきました。

(インタビュー：岡本緒里社員)

鹿児島県鹿屋市にある星塚敬愛園在住の福仲澄子さん(八三歳)にお話しを伺いました。

— 沖繩のご出身でしたか？

一〇人きょうだいであった父は、移民ブームに乗せられて一九三一年に南洋群島のサイパン島に渡りました。私は三四年テニアン島で生まれ、二歳の時に赤道直下のポナペ島に移住。小学校に入ると戦争が始まり、空襲でほとんど勉強できませんでした。歌の好きな子どもでしたので、大阪から派遣されたご夫妻の頼みで、長期の休みは日本軍の慰問に行きました。椰子の木を並べた舞台上、童謡や唱歌、軍歌を歌うのですが、その時に声の出し方などを教わり、歌がさらに好きになりました。

終戦で、それまで優しかった島民が日本人は帰れと騒ぎ、米軍の上陸用舟艇に乗せられて一二月に帰国しました。横須賀から横浜、鈴鹿と移り、沖繩への帰国許可が出たのは夏休みの終わ

り頃でした。

— 発病と入所の経緯は？

病気が発見されたのは、沖繩での生活が少し落ち着きかけた頃、高校入学のための身体検査でした。愛楽園に行くという夜、寡黙な父が床をたたきながら、「死んだほうがましだ」と声を荒げるのを聞き、この病気はそんなに恐ろしいのかと思ったのです。

五一年、「半年で退園できるから」と愛楽園に即入所、乙女寮で二〇名余の姉妹達との共同生活が始まりました。プロミンを打つ時間以外は、年少女寮や不自由者棟の食事の世話にあけくれ、何のためにここに来たのかと思ひ悩む日々でした。

乙女寮では、土曜日の夜に部屋の片隅で看護婦の井藤道子さんが聖書を解き明かしておられました。その輪から



福仲澄子さん

聞こえてくる讚美歌に心惹かれて、いつの間にか一緒に歌ったりしていました。青木恵哉先生や友人から讚美歌をたくさん歌えると誘われて、五二年に受洗の恵みに与りました。愛楽園の「沖繩折りの家教会」の皆さんの祝福の

言葉は生涯忘れない感激でした。

— いつ星塚敬愛園に移ったのですか。

私が近くには兄弟達の将来に影響があると考え、また高校で勉強がしたかったので五六年に転園してきました。長いブランクがあったので、入試には失敗。転園と同時に恵生教会に入れたいただき、新しい信仰の歩みに導かれ、二年経て結婚しました。日曜日は教会まで夫が自転車を送ってくれました。我が家で家庭集会を開いたことをきっかけに、夫も聖書を読むようになり受洗しました。

六一年に、長島愛生園に創設された長島聖書学舎で夫が学ぶことになり、私もついていきました。三年間、曙教会と家族教会の皆さんの深い祈りと熱心な信仰に圧倒されました。

私の信仰は、讚美歌でつながり、賛美で救われたのです。最近、声が出なくなり、つらいですね。私の最期には、アメイジンググレイス四五一番を静かに流してほしいと願っています。

私が代表をしている星塚三線同好会は、今度、国立ハンセン病資料館で録音をすることになりました。土台を作ったのは、一九三五年沖繩から收容されてきた人たちです。土地のにおいのする伝統芸能が大切に引き継がれるよう願っています。

— 現在、日曜礼拝は午後ですね。

五人の牧師がご自分の教会での礼拝を終えてから、交代で来てくださっています。私は会計を任されていますが、後任がいません。最後の一人になっても、礼拝が守れるかが課題です。

『奇妙な国』

島 比呂志

あなたがたは、面積が四十ヘクタールで人口が千余人という、まったく玩具のような小国が、日本列島の中に存在していることをご存じであろうか。そんな国は、マルコ・ポーロの『東方見聞録』にも見えないなどと、野暮なことを言っただけでない。この国の歴史は、やつと五十年になったばかりなのだから——。しかしながら、一国を形成する以上は、厳とした国境があり、出入国管理令に依らざればみだりに出入国はできないし、また憲法や建国の精神というものもあって、国民生活に秩序のあることも一般の国家と変わらない。ただ変わるところは、このような国、つまり資本主義の国にしろ社会主義の国にしろ、すべての国がその目標を發展ということに置いていのに反して、この国では滅亡こそが国家唯一の大理想だということだ。(中略) どの国の人たちだって、人生の果てには死が待っているのだし、国家社会のために働いても衣食住の保障のない国々に較べれば、まさに地上天国なのである。食べることの心配も着ることの心配もなく、仕事もしないでよく、病気になるっても医療費は無料、もちろん家賃や電灯料その他一切が支払不要というのが、この奇妙な国の姿なのである。

(島比呂志著『奇妙な国』4～5頁より引用)



1980年 新教出版社より



1999年1月1日発行

島 比呂志(しま・ひろし)

一九一八年、香川県観音寺市で出生。本名岸上薫。一九四三年東京農林専門学校(現東京農工大)助教授。一九四七年ハンセン病により大島青松園に入所、翌年星塚敬愛園に転園。一九五八年より同人誌『火山地帯』を主宰。一九九八年熊本地裁に原告一三名が起こしたハンセン病国賠訴訟の名誉団長、二〇〇一年五月原告勝訴判決。一九九九年北九州市に社会復帰。著書に『銀の鈴』『生きてあれば』『奇妙な国』『片居からの解放』『海の沙』(第14回南日本文学賞)『来者のこえ』『らい予防法と患者の人權』『生存宣言』『国の責任』など多数。二〇〇三年死去、享年八五歳。

「奇妙な国」とは、国の強制隔離によって著者が暮らしたハンセン病療養所のこと。「文章だけが療養所の垣根を越える唯一の手段であり、絶望的環境の中の生き甲斐だった」書くという行為の中にしか、不条理を打破して人間回復をはかる術はないと考えていた。「『片居からの解放』という著者は、一貫してペンを武器にして国家権力と闘った。原告一三人が起こした『国賠訴訟』で弁護士たちが動いたのは、「法曹界が傍観の姿勢を続けている」と訴えた島比呂志からの一通の手紙からだ。その怒りが、結果として人間回復裁判へと発展し、画期的な国賠訴訟原告勝訴につながった。そして、八一歳で五年間暮らした『奇妙な国』の垣根を越えて社会復帰した。それは、人間の尊厳を取り戻した島比呂志の意地であり、生きたいいのちの証しだった。

沈黙を破ったハンセン病家族たち

東北学院大学准教授

くろさか あい
黒坂愛衣



五六八名による提訴の驚き

二〇一六年初春、ハンセン病であった人を親きようだい等の肉親にもつ人々が「患者だけでなく、わたしたち家族もまた『らい予防法』の被害者だ」として、国に謝罪と賠償を求める裁判を熊本地裁に提起した（「ハンセン病家族訴訟」）。全国五六八名の患者家族による集団訴訟。みずから名前を公表した数名を除き、原告のほとんどが匿名による裁判である。

「らい予防法」（一九九六年廃止）が憲法違反であったことは、ハンセン病回復者の人々が提訴した「ハンセン病違憲国賠訴訟」（一九九八年提訴）の原告勝訴判決で、すでに認定されている（二〇〇一年五月熊本地裁、確定判決）。今回の「ハンセン病家族訴訟」の原告らは、その被害は家族にも及ぶものであったと主張している。



2017年6月24日
国立ハンセン病資料館で講演

わたしは二〇〇四年以降、全国に一

三ある国立ハンセン病療養所で暮らす人々や、そこから退所して社会生活を送る人々、およびその家族からの人生体験の聞き取りをしてきた社会学研究者だ。今回の家族訴訟がおきる以前、ハンセン病家族の人々に「出会う」とは、わたしにとって、療養所入所者や退所者と比べはるかに難しいことであった。この間の一〇数年のフィールドワークでおよそ三五〇名からの聞き取りをしてきていたが、その大部分は入所者や退所者の人々だった。日本初の、そして全国唯一のハンセン病家族会であった「れんげ草の会（ハンセン病遺族・家族の会）」が二〇〇三年に設立されていたが、その会合に参加させてもらい、知り合うことができた家族は、熊本・奄美大島・新潟・兵庫・沖縄など各地から来られた一〇名ちよつとの人々であった。「普段の生活ではハンセン病の話は絶対だれにも言えない。れんげ草の会ですら隠しごとをしなくていい」と、かれらは遠方からでも集まる動機を教えてくれた。「わたしの肉親はハンセン病でした」と、家族の人々が堂々と名乗ることのできない状況が二〇〇一年熊本判決のあとも続いていたのである。れんげ草

の会の人々から「家族の本をつくってほしい。孤立している全国のハンセン病家族の人々と繋がりたい」との依頼を受けて、わたしは二〇一五年五月、それまでに聞き取りできた家族の語り一二ケースをまとめて『ハンセン病家族たちの物語』（世織書房）を上梓した。このような経緯があったため、家族による国賠訴訟が提起されるという知らせを聞いたときは、たいへん驚いた（嬉しいことに、拙著の出版は提訴のきっかけのひとつだったと言われている）。さらに原告が五六八名にもなったというニュースを聞き、「国に謝ってほしい」と思っている家族はこれほど多くいたのか。家族が怒りの声をあげるときがきた」との思いを強くした。

優生政策による「被害」

家族訴訟では、わたしは原告側の専門家証人として、ハンセン病家族の「被害」について意見書を執筆し、法廷で証言をすることになった。その準備として、昨年からは、弁護士に原告たちを紹介してもらい、家族からのあらたな聞き取りを重ねることができている。また、ほぼ全員の原告らの陳述書も読ませていただいた。以下では、国のハンセン病政策から患者家族の人々が直接に受けた被害について述べておこう。

ひとつは優生政策である。旧優生保護法（一九四八〜一九九六年）は「不良な子孫の出生を防止する」ことを目的のひとつに掲げていた法律で、ハンセン病を理由とした優生手術や人工妊

娠中絶は、この法律のもとで実施されてきた。ハンセン病にかかった人々を親にもつ〈子〉は、まさにこの法律のなかで「不良な子孫」と位置付けられる存在であった。今回の家族訴訟の原告のなかには、母親が療養所にいるあいだに妊娠し、人工妊娠中絶を強いられ、自分のきょうだいが胎児のうちに命を奪われたと訴える人々がいる。あるいは、自分自身が中絶により墮ろされる対象であったところ、母親が療養所を脱走することで辛くも措置を逃れたという人々や、母親の受けた中絶の措置が失敗したことで自分は奇跡的にこの世に生まれることができたという人もいる。生まれることさえ許されなかった胎児たちへの慰霊碑は、最初の国賠訴訟のあと各園に建立されたが、今回の家族訴訟で声をあげた〈子〉の人々の背後には、そうしたもの言えぬ胎児たちの存在がある。

隔離政策による「被害」

もうひとつは隔離政策である。最初の国賠訴訟では、ハンセン病にかかった人々が「らい予防法」のもと故郷の家族から長期にわたって引き離され療養所に隔離されたことを、患者であった人々の「被害」として認めている。家族の語りから明らかになったのは、ハンセン病にかかった肉親から引き離されること、家族の人々ととりわけ親がハンセン病であった〈子〉の立場の人々にとってもまた大きな被害であったということだ。ある原告の男性は、五歳のときに父親が愛生園に入所、

母親が毎月、愛生園へ面会に行くのに、自分も手を引かれて行っていたという。面会は一日二日ほどの滞在しかできない。自分と母親が乗った船が園を離れるとき、父親はいつも寂しそうな表情で手を振っていたと回想した男性は、聞き取り場面で涙をこぼして絶句したのであった。そのほか〈子〉の立場の原告には、親の入所後、親戚に預けられ冷たい扱いを受けて辛い子ども時代を過ごしたという人や、療養所に隔離された肉親とは「家族」としての関係が築けなかったと訴える人々がいる。

社会的差別による「被害」

さいごに社会的差別の強化がある。隔離政策推進の過程では「ハンセン病は隔離が必要なほど感染力が強く、恐ろしい病気だ」という見方が一般社会に広められることになった。これにより、患者だけでなく家族もまた忌避や排除の対象とされたのである。肉親が

ハンセン病であったことを理由とした、子ども同士のいじめ、集落内での村八分、結婚差別や就職差別の事例は、原告らの陳述書をもても枚挙にいとまがないほど多い。三〇代の原告らが結婚差別にあつていった事実もある。差別の問題はけつして過去のものとはなっていない（これは国のみならず一般市民もまたみずからの問題として考えねばならない課題であろう）。

加えていえば「病気の恐ろしさ」の刷り込みが当事者家族に与える影響はたいへん深刻だ。家族訴訟の原告のなかには「自分にもいつか病気が出るのではないか、もしかすると自分の子どもにも病気が出るのではないかと、心の奥底で怯える気持ちを拭えずにきた」という人々が少なからずいる。また〈子〉の立場の人が、病気でない他の親族から汚いもの扱いを受けたとか、「あなたは子どもを産んではいけない」と言われた人もいる。「病気がうつるのではないか」という考えがどうしても拭えずに「忌避するようなことを自分の親にしてしまった」と悔悟の念で語る人々もいる。「病気の恐ろしさ」の刷り込みは、当事者の家族関係を大きく傷めつけてきたのだ。

国は、これまでの裁判の過程で「家族には被害は生じない。『らい予防法』は患者を対象としたものであって、患者家族を対象としたものではないからだ」との主張をしてきた。しかし家族自身の声に耳を澄ませば、けつしてそうではないことがわかる。ぜひ裁判のゆくえに注目してほしい。



2017年6月24日、好善社主催「ハンセン病を正しく理解する講演会」での黒坂愛衣さんの講演会風景。於・国立ハンセン病資料館

目的に向かって学ぶ子どもたちを支援

「タイ国ハンセン病施設教育基金」奨学生は延べ七九七名

報告／好善社理事・タイ派遣看護師・阿部春代

本紙一〇五号に「タイ国奨学生への支援、七三五名に」の見出しで、好善社「タイ国ハンセン病施設教育基金」一〇年の歩みを掲載しました。

二〇一三年から奨学生のうち大学生がその半数を占めるようになり、チャントミット社は新規奨学生を増やさずに、抱えている奨学生が目指す学校を卒業できる方向に変えました。それで奨学生数が徐々に減り、二〇一七年は九名でしたが、四名が卒業予定です。

昨年チ社創立三〇周年に当たり、二〇〇三年からの教育基金活動を個別にまとめましたのでその結果をお知らせします。一五年間で一〇地区の子どもたち一六八名に奨学金を授与し、延べ総数が七九七名になります。小・中学だけの学びが五三名、高校等に進んだが中途退学した生徒は二三名、高校以上の卒業生は九二名で、これを学歴別にする、高校一九名、職業高八名、高等専門学校一四名、大学四年四七名



アーチャナイ・セーンワーンさん



ユバー・パトラさん

大学五年（教育課程）四名となり、全体の五五パーセントになります。

日本の善意ある方々の尊い献金・ご寄付によって、タイ国の奨学生への支援を続けられてきたことを心から感謝します。

自動車会社で働きたい

アーチャナイ・セーンワーンさん

(19歳)

私はいま、ラムパーン専修学校の専門課程二年で自動車技術を学んでいます。卒業できたら、自分で事業を始めたいと思っています。私は小学五年生からチ社の奨学金を受けてきました。それでチ社の青少年ワークキャンプにも参加し、昨年はその実行委員の一人で、キャンパーの大切な役割を持ちました。

このキャンプ後には、日本でのリユ二オンにも出席できました。この日本

行きで、私はいろいろなことを学びました。特に日本のキャンパーから出されたいろいろな提案は、次回のワークキャンプに向けてこれまで以上にしっかりととした計画を立てなければいけないと感じました。

隣人となつて下さった日本人

ユバー・パトラさん

(元チ社事務局長)

奨学金によって、ハンセン病を病んだ人たちの子弟が高等教育の機会を得ました。それぞれの目指したものに向かって勉強ができるということは、相応しい役割を担うことにもなります。一五年間の基金を捧げて下さった方々は、各々精一杯のご支援を下さいました。私たちは奨学生が学業を終えて、各自が自分に合った職についているのを見てきました。この奨学金は子どもたちが目的に向かって勉強できるように、家族が側面から支える力の元でもありました。そして、チ社職員の年一回のフォローアップは、子どもたちの学業への自覚を促しました。いろいろな事情で勉学を続けられなかったり、専修学校へ変更した人もいます。いずれにしても、高等教育の卒業証書だけでなくいろいろな出会いの機会に恵まれました。受けた教育は広い世界の見方と、今後の働きの元になるものです。これが自立を助け、今度は自分が他の人に与えることを学ぶことにもつながります。これまでご支援下さった日本の皆様は、忍耐を持って隣人となつて下さったと言えます。心からお礼を申しあげます。

好善社短信

◆好善社社員の療養所訪問

二〇一七年度は、全国一〇カ所の療養所を延べ一四六回訪問しました。また、社員の四人の牧師が、三つの療養所教会、秋津教会（多磨全生園）、光明園家族教会（邑久光明園）、神山教会（駿河療養所）の礼拝説教の応援をしました。

◆チャントタミット社全国修養会

タイ国のチャントタミット社の全国修養会が三月一三日～一五日、東部のドンタツプ村で開催され、八地区の村から七〇名余の信者が集まりました。福音のメッセージ、また高齢者の健康ケアのプログラムやカラオケなど多彩なプログラムでした。好善社からは三吉代表理事、渡辺社員と阿部理事が参加しました。

日本の入所者を中心とした基金 「タイ国ハンセン病施設教育基金」

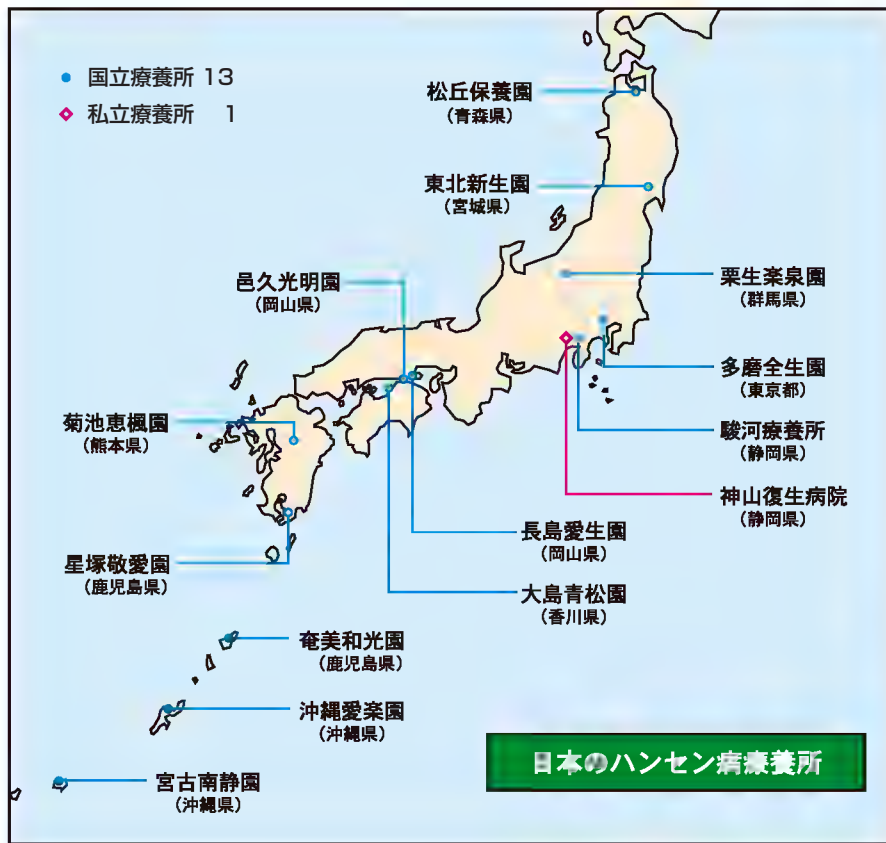
2017年度献金額	388,343円
送金額	424,815円
2017年度末 基金現在高	984,823円
2002年～2018年3月末 基金献金総額	19,281,265円
2003年度～2017年度 基金送金総額	18,795,210円
(延べ奨学生数797名)	

●同基金は2002年に創設され、当初はタイ国のハンセン病コロニーで生活する子どもたちと働き手の教育・研修を支援するために当てられましたが、現在は高等教育該当者のために用いられています。

●同基金への寄付はいつでも受け付けています。

国立療養所 入所者数 2018年5月1日現在

	男	女	計
松丘保養園	31	45	76
東北新生園	27	38	65
栗生楽泉園	34	37	71
多磨全生園	74	92	166
駿河療養所	29	25	54
長島愛生園	90	74	164
邑久光明園	41	57	98
菊池恵楓園	29	27	56
菊池恵楓園	98	123	221
星塚敬愛園	57	73	130
奄美和光園	7	17	24
沖縄愛楽園	73	74	147
宮古南静園	32	29	61
18年5月計	622	711	1333
17年5月計	685	783	1468
前回比	-63	-72	-135



2018/5<全療協・提供

国内とタイ国のハンセン病に関わる好善社を支援してください！

2018年度募金（会費・寄付）目標額 1,000万円



2017年3月、タイ国チャンタミット社の全国修養会で話す阿部看護師

タイ国ハンセン病支援事業

阿部看護師の活動と
タイのハンセン病活動支援のために
今年度850万円が必要です。

チャンタミット社は、ハンセン病コロニーの
高齢となり、不自由のました元患者を支援する
活動をおこなっています。

国内ハンセン病支援事業

- ・療養所訪問・交流活動
入所者の思いの傍らに身を置くために。
- ・講演会・出版・啓発活動
元患者・入所者のいのちの尊厳と名誉回復のために。
ハンセン病問題の早期解決と「療養所の将来構想」の実現を願って。

タイ国のハンセン病に関わって

1982年以來、好善社はタイに関わり、阿部春代理事（看護師）を28年間派遣するとともに、1987年タイに設立された姉妹団体チャンタミット社（ハンセン病関係NGO）への財政支援・人的交流を続けています。

ハンセン病問題の今

日本国内ハンセン病療養所は、2018年5月1日現在入所者数1,333名となり、平均年齢は85.5歳。急速な高齢化です。

ハンセン病問題は、「らい予防法」廃止22年を迎え、その間、「国家賠償請求訴訟」勝訴・「ハンセン病問題基本法」の施行など解決に向かってはいるかのように、いまだ「療養所の将来構想」「特別法廷」「元患者家族の賠償訴訟」など、十分な解決をみていません。

2018年度収支予算（抜粋・単位円）

療養所訪問・広報宣伝費	4,780,000
タイ国支援事業・チャンタミット社支援	1,950,000
・看護師派遣	3,850,000
・現地調査・交流費	2,700,000
事業運営費	8,190,000
収入 会費	4,000,000
寄付	7,800,000
雑収入 ほか	40,000

2018年5月25日

公益社団法人 好善社 代表理事 三吉信彦
理事 棟居 勇 朝倉秀之 川崎正明
加藤裕司 阿部春代 乗 圭子
本行輝雄